

【釈文】

反織奉公人請狀之事

一 此勢以与申女、慥成者ニ御座候ニ付、私共請人ニ罷立、當卯之極月方来ル辰之極月七日迄、貴殿方江御奉公ニ差出申処、
実正也、給金之儀者反織極メニ仕、尤五分一寸龍門壺両ニ
式拾式疋之割合を以御勘定可被下候、當時為取替金
四両也、只今御渡被下、慥ニ請取申候、此者何方方茂故障
之儀、決而無御座候、何ニ而茂御家之御作法為相背不申、
自然、此者身分ニ付如何様成出入・六ヶ敷変事等出来
候共、私共引請貴殿江少茂御苦難御損毛相掛不申、若取逃・
欠落仕候ハ、其品者不及申、奉公人共ニ尋出し、急度
埒明可申候、万一長煩等仕候ハ、十日を限人代成共金子ニ成共、
貴殿御望次第ニ可仕候、自然、御氣入不申御暇被下候歟、又者
無據儀ニ付御いと満申請候共、右請取候金子不残返金
可仕候、若亦御氣ニ入、重年仕候ハ、此手形を以何ヶ年も
御召仕可被下候

一 宗旨之儀者、御法度之宗門ニ而者無御座候、寺請狀御入用

之節者、早々出^{〔差カ〕}出し可申候、為後日請状仍而如件

天保十四卯年十二月九日 上州山田郡高沢村

人主 徳右衛門^印

請人 市太郎^印

葉鹿村

儀右衛門殿

【読み下し文】

反織り奉公人請状の事

一 此の勢以と申す女、慥成る者に御座候に付、私共請人に罷り立ち、當卯の／極月より来たる辰の極月七日迄、貴殿方へ御奉公に差し出し申す処／実正なり、給金の儀は反織り極めに仕り、尤も五分一寸龍門壺両に／式拾式疋之割合を以て御勘定下さるべく候、當時取替金として／四両也、只今御渡し下され、慥に請取申し候、此〔上^{脱カ}〕は何方よりも故障／の儀、決して御座なく候、何にても御家の御作法（に）相背きなし申さず、／自然、此者身分に付如何様成る出入・六ヶ敷変事等出来／候共、私共引き請け

貴殿へ少しも御苦難御損毛相掛け申さず、若し取逃・とりにげ／欠落仕りかけおち候はば、その品は申すに及ばず、奉公人共に尋ね出し、急度／埒明け申すべく候、万が一長煩い等仕り候はば、十日を限り人代り成り共金子成共、／貴殿御望み次第に仕るべく候、自然、御氣に入り申さず御暇下され候歟、又は／據どころなき儀に付御いとま申し請け候共、右請け取り候金子残らず返金／仕るべく候、若し亦御氣に入り、重年（に）仕り候はば、此の手形を以て何か年も／御召仕り下さるべく候、

一 宗旨の儀は、御法度の宗門にては御座なく候、寺請状御入用／の節は、〔差カ〕早々 出 出し申すべく候、後日の為請状仍て件の如し

天保十四年卯年十二月九日 上州山田郡高沢村

人主 徳右衛門印

請人 市太郎印

葉鹿村

儀右衛門殿

【解説】

「桐生は日本の機どころ」。群馬県民ならよく知ったこの言葉。いわずと知れた上毛かるた「き」の読み札です。最近認定された日本遺産「かかあ天下―ぐんまの絹物語―」では、その構成遺産として桐生市の織物工場や神社などが、六か所も選定されています。桐生と絹織物のつながりは古く、『続日本紀』しよくにほんぎ和銅六年（七一三）五月癸酉条に、上野国などに調（税）としてあしきぬ純（目の粗い平織りの絹織物）を納めることを命じた記事があります。

きらびやかな天平宝物を今に伝える正倉院には、奈良時代に献納された織物が伝えられていて、その中には「上野國新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黄壹匹（長六丈廣二尺九寸）天平勝宝四年十月（以下略）」との銘が確認できる黄絶が知られています。この銘文から新田郡淡甘郷の矢田部根麻呂という人物が、天平勝宝四年（七五二）に調として黄絶一匹（疋）を納めたことがわかるのですが、上野国新田郡淡甘郷とは現在ではどこにあたる地でしょうか。淡甘は「タンカイ」と音読でき「淡海」に通じます。

琵琶湖で有名な滋賀県の江戸時代までの国名は「近江国」（「おうみのくに」）ですが、その表記が「近江」とされたのは、地名を好字で

表すことが命じられた和銅六年以降のことで、それ以前は「淡海」や「近淡海」（「ちかつおうみ」）とも表記されていたようです。因みに、現在の静岡県西部にあたる「遠江国」（「とおとうみのくみ」）は、「遠淡海」とも記されていました。なぜ近江と遠江の国名に含まれる「おうみ」に「淡海」という文字が当てられるのでしょうか。それは「両国」の国名は、それぞれの国を象徴的する「淡海」（古くは「あはうみ／あふみ」と読んだ）＝大きな湖―近江は琵琶湖、遠江なら浜名湖―に因んだものだからです。

このことから、淡海と音通する淡甘郷は「あはうみ」郷であり、それは豊富な水に恵まれた大きな湖沼の存在に因んだ郷名と推測され、現在も湧水による水を湛えた「阿左美沼」（みどり市笠懸町阿左美）周辺の地であろう考えられます。今日では「阿左美」の字を当て「あざみ」と発音していますが、古くは「淡甘」で「あはうみ」と発音されていたものが「あわうみ／あわみ」に転じ、後世「あさみ／あざみ」と変化したと考えられます。

この新田郡と旧桐生市街地の大部分が含まれる山田郡は、渡良瀬川を挟んで向かい合っており、桐生とその周辺地域からも調として絶が納められていたことは間違いないことでしょう。

さて、古代末から中世にかけては、山田郡の渡良瀬川沿いの地に、伊勢神宮の庄園である園田御厨（現 広沢町から太田市矢田堀町あたり）や須永御厨（現 川内町一帯）が設置され、神宮の儀式で使うための白布を納めるようになりました。これにより古代の調に端を甞した桐生地域での絹織物生産が、中世を通じて絶えることなく継続されることとなり、それを前提として、後の関ヶ原合戦時、徳川家康への簞絹二四一〇疋献上が可能となったのです。

さて桐生やその周辺で産出される織物は、無色（白色）の絹糸を平織りにしたものが主で、織り手が地面や床にじかに腰かけて織る地機じはたで織られていましたが、江戸時代の元文三年（一七三八）に京都の西陣織物の技術、高機織りたかばたが導入されます。高機は織り手が台に腰かけて座り、足踏み式のペダルで経糸たていとを通した綜統そうごうを上げ下げし、そこに開いた上糸と下糸の間へ、緯糸よこいとを掛けた杼ひを通すことで、地機ではできなかつた複雑な紋様も織り出すことができ、桐生織物（当時は「桐生飛紗綾」と言われていた）は、またたく間に、西陣の本拠地である京都にまで販路を広げていきました。

この桐生織物の技術革新は、多くの奉公人を桐生のまちへと集め

ることとなりました。需要の高まりに依って生産量を上げるために織機しよつきの数が増やされ、それに見合うだけの織工の数も必要となったのです。

普通、奉公人というと、読み書き算盤を身につけた子供が、親元を離れて大店で一人前になって番頭や店（支店）を任されるまで勤め上げる丁稚奉公や、豪農や豊かな商人の家で農作業や家事雑事を手伝った「下男・下女」などが思い浮かびますが、今回の古文書にみえる「反織奉公人」（＝「機織奉公人」）は、それらとは少し異なる存在です。以下、そのことを見ていきましょう。

自分の子どもや兄弟・姉妹を奉公に出す場合、親ないしは兄が人主ひとぬし（＝奉公人の身元保証人）に、加えて親族や村役人などが請人（＝連帯身元保証人）となり、奉公先に請状うけじょう（「受状」とも。人主が雇用主に渡す身元引受証書）を差し出します。この請状には、決まった形があり、奉公人の身元が確かな者であること、年季ねんき（＝奉公する期間）、取替金とりかえきん（＝奉公人の給料の中から立て替えて渡す金銭。前渡金。大抵は年間給金の半額）を受け取ったこと、この契約について脇から異を申し立てる輩があった場合は、人主側でその者と話を付け、雇い主に

は一切の迷惑をかけないこと、もし奉公人が奉公先から取逃（＝他人の物を盗んで逃げること）や欠落（行方をくらますこと）をした場合や、病気による離職・死亡時には、身代人を差し出すこと、宗門は何宗であることなどが記されることになっています。

今回の奉公人請状で注目したいのは、その年季です。通常の奉公人のそれは複数年に及び、長いものでは十年年季などというものも珍しくありません。ところが、この高沢村（現梅田町三丁目）出身の勢以（せい）の年季は、卯の十二月（九日）から、翌年の辰の十二月七日までの一年年季と短いものです。

また取替金の四両からは、せいの年給は八両と考えられ、通常の奉公人に比べてかなりの高給です。また文中三行目には「五分一寸の龍門の織賃として、二十二疋（＝四十四反）につき一両を支払う」とも記されていることから、このせいは、すでに織物を織る技術を身につけた奉公人であったことがわかります。

※ 龍門（龍紋）とは、少し太い絹糸を経・緯糸に用いた平織りの織物で、武士の

着用する袴の生地などに用いられました。ここに見える「五分一寸龍門」とは、

縦五分・横一寸の長方形を市松紋様に織り出したものと思われます。

このように読んでくると、請状後半で人主の徳右衛門が、「もしせいが長煩いなどになった場合は、（機織仕事が）十日滞った時点で代わりの者なりとも、金子なりとも、貴殿の（雇い主儀右衛門）の望む形で応じましょう」とし、これに続けて「万が一、せい（の仕事）が気に入らずに暇いとがを出された場合、または（不況など）他に仕方がない理由でやはり暇を申し付けられた場合でも、受け取った四両の取替金は全額返金いたしましょう」と請け負っていることも合点がいきます。

つまり雇い主の儀右衛門からすれば、年八両の給金に織賃まで払ったとしても、自分のところでせいが織ってくれる反物は、十分にそれ以上の値で売れると見込んでいるのであり、人主の徳右衛門は、その期待に背かないことを誓約しているのです。因みに、寛政三年（一七九一）の桐生織物の価格を記した古文書があり、それによると龍紋は一疋あたり三分二〜三百文から一両前後が相場とされていますから、儀右衛門は二十二両前後の売り上げの中から、織賃として一両をせいに払っていたこととなります。

さてその先、この請状で徳右衛門は次のように続けます。「もし（せ

いの仕事ぶりが) 気に入って、年季明け(辰の十二月七日) 後も、続けてお雇いしたいのでしたら、この手形の条件をもって何か年でも契約を延長いたしましょう」と。

先にみた通り、この請状は、もしせいが十日間以上仕事ができなくなった時には、代わりの者か金銭を、万が一せいの仕事ぶりが気に入らなかったり、不況などのやむを得ぬ事由だったりで、暇を申し付けられた場合でも、受け取った取替金は全額返金をするという契約です。雇い主儀右衛門にしてみれば、不況のあおりを受けて、織らせた機が売れなくなるなどの理由で、せいに暇を出した場合でも取替金を返してもらえるし、奉公人の年季を長くすれば、何よりも高値の機を織れる腕利きの奉公人を安定的に抱え続けられるというメリットがあります。儀右衛門からしたら、長い年季でせいを雇いたいところですが。しかし人主である徳右衛門は、翌年の十二月七日までの一年年季とする契約にし、それ以降はまたこの手形の条件で、としています。実はこの十二月七日という日付と一年単位の年季には、以下述べるような、機織奉公人独特の契約慣行があるように思われます。

高機の導入により、桐生織物の名声が高まる中、機業を営む者たち

はこぞって機織の技術をもつ奉公人を抱えようとなりました。そこで桐生新町には両者をとりもつ「奉公人宿」という機織奉公人の斡旋業者がいくつも生まれました。この奉公人宿と契約し、織屋（＝機屋）などの雇い主（奉公人抱）ほうこうにんかかえのもとへと送られた奉公人たちは、毎年十二月六日になると宿下がりといって、奉公人抱のもとから奉公人宿に戻ってきます。

翌七日は「奉公人顔見世」ほうこうにんかおみせといって、この日から奉公人抱は奉公人宿との間に新たな契約を結んだのですが、これは十二月七日から翌年十二月六日までの一年年季（宝暦三年「一七五三」からは二年年季に変更）が原則で、それまで何年も続けて同じ雇い主のもとで働いてきた奉公人であっても、※奉公人宿の意向一つで、翌七日から慣れない織屋で機を織ることもありました。

このことから推定すると、この請状が十二月七日を限りの一年年季としているのは、桐生とその周辺地域の奉公人宿の契約慣行に則って作成されたものとも考えられるのです。

※奉公人抱たちは、奉公人宿から腕のよい奉公人を斡旋してもらえる御鼻筋

やお馴染みになるために、宿に対しては平時から懸り物（付け届）や、顔見世

近くになると心付けなどを贈ることが慣習化していたことが知られます（『桐

この古文書が書かれたのは天保十四年（一八四三）ですが、この時期、桐生の織物業は大きな問題に直面していました。それは、桐生の織屋や買次（Ⅱ市で織物を買入れ、それを三都の得意先などへと卸売りする業者）との中から、隣町の足利の市に出向いて取引をするものが出てきたのです（「足利出市一件」あしかがでいち）。

元来、足利や佐野、館林などで織られた織物は、一度、桐生の市に集められて「桐生織物」として売買されていました。また足利などの産地は綿織物が主で、絹織物を主とした桐生産の織物とは製品が重なることもなく、また意匠や織工の技能でも桐生の織屋が優勢であったのですが、長らく桐生からの仕事を請け負っている中で、徐々に桐生産のそれとも遜色のない商品価値を持つ品を織れるまでに、その生産性と商品力を高めていたのです。

天保三年に足利で市が立てられるようになると、足利やその周辺で織られた品は、足利の市に集まるようになり、足利の買次たちによって取引されるようになりました。その結果、桐生の市は、商品・顧客の減少による凋落をむかえ、ついには桐生の織屋や買次までもが、

足利の市で取引を行う事態となり、天保八年には、買次は足利に出市しないこと、織屋は桐生の市以外で織物を売らないことを申し合えました。

また、足利の市が盛んになるにつれ、足利の織屋が桐生の織屋で働いていた機織奉公人を抱えるようになり、そのことも桐生織物にとっては頭の痛い問題でした。今回のせいが働くこととなった奉公先は、葉鹿村（現 足利市葉鹿町）の儀右衛門の織屋です。葉鹿村は桐生とつながりが深い地域ですが、ここでせいが織った機が、はたして桐生の市で売られるものであったか、それとも足利の市で売られるものであったか、この古文書だけからはわかりませんが、興味を引かれる史料です。